

報 告 書

第 1 調査委員会の活動概要

1 調査委員会設置の経緯（設置根拠等）

- (1) 当委員会は、令和3年4月19日付、【省略】の保護者である【省略】から湖西市教育委員会教育長渡辺宜宏宛にされた申立てにより、設置されたものである（なお、当該保護者において、さらに以前から、事実上、同教育委員会に対し、調査委員会の設置を訴えていた状況は、本報告書において後述するとおりである）。

当該保護者の上記（令和3年4月19日付の書面による）申立ては、【省略】の不登校（長期欠席）につき、少なくとも「いじめによる疑い」があることを理由とする趣旨と解釈される。

以下、本報告書においては、かかる【省略】の「いじめによる疑いがある不登校（長期欠席）」を「本件」と言うこととする。

また、【省略】を「本人」、申立人である保護者を「保護者」という（なお、申立人は母親であるが、一連の経緯を通じ、両親の意向につき、特段の乖離があるとは認められない。両親の意向が母親を通じて示されていると認められるところが多く、この点、「保護者」というに、観念的には概ね本人の両親を指すものと解釈して差し支えない）。

- (2) 上記申立てを受け、湖西市は、令和3年7月末までに「湖西市いじめ問題調査委員会規則」を制定し、同年8月4日付け、これを公布かつ施行した。

また、同市は、同年8月から静岡県弁護士会、静岡県小児科医会、静岡県公認心理師協会に調査委員の推薦依頼をし、同年9月上旬ないし10月上旬の間に、それぞれ回答を得た。合わせて、同時期に、学識経験者の内から調査委員の候補者の選定を進めた。

さらに、同市においては、同年9月14日市議会で、当委員会の設置にかかる支出を内容に含む補正予算が成立した。

- (3) 当委員会は、以上の経緯により、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に基づき、当該校の設置者である湖西市（実質的には湖西市教育委員会）によって、設置されたものである。

以下、本報告書においては、いじめ防止対策推進法について、単に「法」という。また、国のいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定《最終改定平成29年3月14日》）については「国の基本方針」という。さらに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）」を「ガイドライン」ということとする。

さらに、当該校について、単に「学校」という。湖西市教育委員会については、「市教委」と略す。また、本件当時の校長、教頭、生徒指導主事、

学年主任，各学年の学級担任，部活顧問らを合わせて「関係教員ら」という。

2 調査の目的，主体及び調査期間等

(1) 調査の目的・目標

「同種の事態の発生の防止に資する（法第28条）」ことを目的とし，事実関係を明確にするための調査を行うこととする。

すなわち，本件が，現に「いじめによる不登校」又は「いじめによると疑うべき不登校」であったか否かについて事実関係を調査し，これが認められるものであれば，再発の防止に資する指摘ないし提言を行うことを目的とするものである。

(2) 調査の主体（当委員会の委員）

所属（紹介団体等）	役職等	氏名
静岡県弁護士会	弁護士（弁護士法人 原総合法律事務所）	原 道也
静岡県小児科医会	医師（浜松医療センター 小児科部長）	宮本 健
静岡県公認心理師協会	公認心理師	外山 舞
静岡大学	名誉教授（元静岡大学 大学院教育学研究科教授）	原田 唯司

(3) 調査期間等

第1回の委員会は，令和3年11月16日に開催され，第20回（最終）の委員会は，令和5年5月11日に開催された。

その間の活動経過は，次の開催状況に示すとおりである。

3 開催状況

年月日	活動	主な内容
令和3年 11月16日	第1回委員会	議事 （当委員会の目的の検討等）
同年 11月25日	第1回経過報告 （申立人宛書面 による）	当委員会の目的等
同年 12月24日	調査	保護者（申立人）聴き取り
令和4年 1月20日	委員間個別会合	第1回委員会議事及び 12月24日実施調査の共有
同年 1月25日	第2回委員会	議事（今後の調査方針等）

同年 2月3日	第2回経過報告 (申立人宛書面による)	今後の調査の日程, 聴き取り調査の対象者等
同年 2月17日	第3回委員会	議事及び調査 (校長及び部活顧問聴き取り)
同年 3月1日	第4回委員会	議事及び調査 (スクールカウンセラー及び学年主任聴き取り)
同年 3月9日	第5回委員会	議事及び調査 (家庭児童相談室相談員及び生徒指導主事聴き取り)
同年 3月16日	第3回経過報告 (申立人宛書面による)	聴き取り調査の経過, 調査対象の追加等
同年 4月9日	第6回委員会	議事及び調査 (スクールソーシャルワーカー聴き取り)
同年 4月14日	第7回委員会	議事及び調査 (市教委担当者聴き取り)
同年 5月12日	第8回委員会	議事及び調査 (1年次学級担任聴き取り)
同年 5月20日	第4回経過報告 (申立人宛書面による)	聴き取り調査の経過, 調査日程の変更, 調査対象の追加等
同年 6月9日	第9回委員会	議事及び調査 (3年次学級担任聴き取り)
同年 7月28日	第10回委員会	議事及び調査 (教頭聴き取り)
同年 8月18日	第11回委員会	議事 (報告書内容の検討)
同年 8月25日	第5回経過報告 (申立人宛書面による)	聴き取り調査の経過, 調査日程の変更, 調査対象の追加等
同年 9月8日	第12回委員会	議事及び調査 (2年次学級担任聴き取り)

同年 10月20日	第13回委員会	議事及び調査 (アンケート回答内容《同じ部活に所属していた生徒ら》の確認・検討)
同年 11月10日	第14回委員会	議事及び調査 (追加アンケート回答内容《同じ部活動に所属していた生徒以外》の確認・検討)
同年 11月17日	第6回経過報告 (申立人宛書面による)	調査の経過, 調査結果の提供の方法等
同年 12月22日	第15回委員会	議事 (報告書内容の検討)
令和5年 1月26日	第16回委員会	同上 (同上)
同年 2月9日	第17回委員会	同上 (同上)
同年 3月23日	第18回委員会	同上 (同上)
同年 3月27日	第7回経過報告 (申立人宛書面による)	委員会開催日程の追加, 報告書内容説明の見通し等
同年 4月13日	第19回委員会	同上 (同上)
同年 4月18日	第8回経過報告	次回委員会における報告書内容の説明等
同年 5月11日	第20回委員会	議事 (報告書内容の申立人への説明 教育長への調査結果報告)

第2 本件に関する経緯 (評価の前提として参考にした主な事実経過) 【省略】

第3 本件の「いじめ」該当性について

1 法文上の定義について

法第2条第1項は、「いじめ」について、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の

苦痛を感じているものをいう。」と規定する。

かかる規定は、「いじめ」の定義について、行為の対象となった児童等の立場を重視する趣旨から、一定の人間関係を前提にした上で、あえて専ら当該児童等の主観にかからしめたものと解される。

とすれば、翻って、行為した側の児童等の主観的な事情は、「いじめ」の認定に影響しない。例えば、行為した側の児童等の主観において、明確な害意といったものが認められなかったとしても、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものであれば、これを法文上の「いじめ」というべきである。

この点、さらに、国の基本方針において、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つことが必要である」「この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じるもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である」とされていることに、留意すべきである。

なお、本条項があえて「攻撃」等の語を用いることなく、また、特に留保を付すことなく「心理的又は物理的な影響を与える行為」と定めていることも重要である。すなわち、本条項にいう「行為」とは、悪口や暴行といった作為に留まらず、無視といった不作為を含むものと解される。

2 部活における生徒相互の関係について

- (1) 上記のとおり、法は、「いじめ」の認定を、専ら当該児童等の主観にかからしめるについて、まず、当該児童等が「一定の人間関係」にあることを前提としている。

そこで、本件においても、本人の主観を推認するに、まずもって、その前提として、同じ部活に所属する同級生との間の「一定の人間関係」に検討を加える必要がある。

- (2) この点、当委員会が実施したアンケートに、当時同じ部活に所属していた他の学年の生徒の一部から「初心者と経験者の間の壁があった」旨の回答が得られていることや、同じく当委員会が実施した関係教員らからの聴き取り調査の結果などを合わせ鑑みると、当時、同部活内において、大会等での好成績を特に熱心に追及する者と必ずしもそうでない者との間に、部活への取り組み方について一定の懸隔（いわゆる「溝」ないし「ギャップ」）があり、後者に属する生徒らにおいて、前者に属する生徒らに対し、相応の心理的重圧を受け得る状況があったことを、認めることができる。
- (3) 両者（すなわち、大会等での好成績を特に熱心に追及しようとする者と必ずしもそうでない者）の融和については、部活顧問による日頃の指導において、一定の配慮がなされていた様子も伺える（特定の生徒に対し適宜の注意を与える、ラリーの練習相手を固定しない等）。

しかしながら、結局のところ、生徒間の上記「懸隔」が解消されていた

とは言い難く、むしろ、「部活動（特に、いわゆる「運動部」の活動）においては、多かれ少なかれ本来的に内在する傾向である」といった認識の下、関係教員らにおいて、看過されてきたきらいがある。

上記「懸隔」において、いわば「弱い」立場におかれる生徒たちがどの程度の心理的重圧を受けることになるか、といった点について、その心情を慮って、十分に配慮する姿勢までは、認められないものである。

3 行為の認定と評価（法文上の「いじめ」該当性について）

- (1) 令和2年3月19日に複数の教員らが分担して行った聴き取り調査においては、同じ部活に所属する同級生の一部から、「(本人が同じ部活の生徒らの輪に) 入りにくいと感じさせたかもしれない」「(本人が無視されたように) 思ってしまうのは仕方ない」「自分たちにも責任があるのではと思っている」等の回答が得られている。また、同じく一部の生徒からは、「本人を恐いと思わせているかも知れない」旨の認識が語られている。

この点、少なくとも、同じ部活に所属する同級生の一部から、本人を「畏怖」させ、または本人に対して「距離を置く」ような、何らかの態度や言動があったと認められる（この点、保護者は「無視をする」「本人が座ろうと思った場所にあえて荷物を置いてこれを妨げる」等の行為があったものと訴える）。

- (2) かかる態度や言動につき、保護者からは、令和元年5月頃以降、部活顧問に対し、頻回、本人の心身の不調が訴えられた。

本人においても、令和元年6月には学校に提出する日誌において、また、同年11月初めの教育相談において、学級担任に対し、部活における人間関係の悩みを訴えていた事実が認められ、さらに、SNSを通じて同様の認識ないし心情を発信していた様子は、SCがこれを確認しているところである。

- (3) とすれば、前記「懸隔」等の人間関係を前提にして、一部の生徒による「畏怖」させ「距離を置く」ような態度や言動が、本人に心理的な影響を与え、かつ本人が心身の苦痛を感じていたことは、十二分に推認される。

この点、法文上の「いじめ」に該当する行為は有った、と認められる。

- (4) なお、本人の第二学年における累積欠席日数が30日を超え、また、不登校の状況が定着することになった始期は、令和元年11月下旬のことである。

遅くともその時点で、法文上の「重大事態」の要件である「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（法28条1項2号）」があると認めるべき状況も、作出されていたと認められる。

4 本人の主観や欠席といじめとの因果関係を疑うことの認識可能性について

この点、校長を始めとする関係教員らにおいては、「本人への聴き取りが保護者から拒まれるなどしたため、十分に行うことが出来ず、その結果、『いじめ』と認めるに足りるだけの本人の主観が確認できなかった」といった認識が（明示又は黙示に）共有されていた様子が伺える（なお、本人への聴き取りを拒んだとする事実について、保護者はこれを認めていない）。

しかしながら、本人の主観については、前述のとおり、少なくとも令和元年11月には直接学級担任に語られている。また、本人のSNSを通じた相談の履歴をSCが確認している。さらに、同じ部活に所属する同級生らへの聴き取り調査の結果等、客観的な資料からも、本人の主観は、十分に推認が可能であったと言うべきである。

とすれば、本人の欠席が「いじめ」によって累積されているものと疑うことについてもまた、関係教員らにおいて優に認識可能であったというほかない。

すなわち、学校において、「いじめ」や「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」状況を前提に、法が求める各種対応を取ることを妨げる事由は、全くなかったと認められる。

5 他の生徒の害意等について

なお、当委員会が、同じ部活に所属する同級生の一部による「距離を置く」ような態度や言動を、法文上の「いじめ」に該当する行為と認めるについては、その定義について、前記の理解を前提とするものである。

すなわち、行為した側の生徒らの主観は捨象している（さらに言えば、時制を含む個別具体的な行為の認定は捨象している）。この点、当委員会において、同生徒らの積極的な害意等を認めたものではない。

翻って、仮に、行為した者と行為された者との認識に大きな相違があるとして、その相違を前提にしてもなお、行為された者の心身の苦痛に寄り添うことこそが、法の趣旨であると、当委員会は考えるものである。

第4 本件への対応についての評価

1 初動対応の不適切さ

(1) 総論

当委員会は、まずもって、学校の初動対応の不適切さを指摘する。

本人の心痛についても、また、本人を取り巻く人間関係に生じていた問題についても、これを伺わせる徴表（サイン）は十分に示されていたと認められるところ、関係教員らが、これらを看過し、対応の時宜を逸した点、大いに教訓とすべきである。

以下、「本人の主観へのアプローチについて（本人の心痛等を認定する

ための取り組みについての問題点)」と「本人を取り巻く人間関係等客観的状況へのアプローチについて（同じ部活に所属する同級生らへの聴き取りや指導等についての問題点）」とを分けて述べ、さらに「保護者対応について認められる問題点」についても指摘することとする。

(2) 本人の主観へのアプローチについて

(本人の心痛等を認定するための取り組みについての問題点)

ア 本人から示された徴表を看過したこと

前述のとおり、校長を始めとする関係教員らにおいては、本人の主観について、同人から直接聴取することに拘泥していた様子が伺える。これが実現できないこと、すなわち本人の主観（関係教員らの語を借りれば『困り感』）が直接確認できないことを、終始、「いじめ」を認定できないことの理由にしていたと認められるものである。

しかしながら、既に繰り返し述べるとおり、学級担任への本人の訴えや SNS を通じた相談の履歴、同じ部活に所属する同級生らへの聴き取り調査等により、本人の「心身の苦痛」を推認させる事情は十二分にあったと言える。

もとより、法文上の「いじめ」を認定するに、本人からの聴き取りが必須の要件とされているものではない。「本人の気持ちは、本人に聞かなければ分からない」さらには「困りごとがあれば生徒自ら学級担任に訴えるのが当然であって、そうした自発的な行為がない以上、『困り感』を持っているとは認められない」といった考え方に捉われた結果、各種徴表を看過することとなった点、本人の心理的重圧についての配慮に欠け、また、法文上のいじめの定義やその趣旨についての理解が浅薄であったというほかない。

イ 本人からの聴き取りの機会を逸したこと

なお、関係教員らの間では、本人の主観について、直接の聴取ができなかった理由について、（これも前述のとおり）「保護者によってこれが妨げられた」旨の認識が共有されている様子も伺える（保護者はかかる事実を否認している）。

確かに、保護者において、当初、教員らに相談していることを、本人に知らされることを躊躇していた可能性は否定できない（学校に相談したことを児童等本人には知らせないで欲しいとする保護者の要望があったとすれば、これについては、むしろ、一定程度考慮されるべきである）。

しかしながら、本件において、保護者が本人への聴き取りをあえて拒絶するなど、これを積極的に妨げていたとまで認めるべき事情は、不見当である。

また、令和元年5月下旬の生徒指導部会の記録によれば、本件を「いじめ案件」とした上で、「部活顧問による部活動時の当該生徒の状況の観察」を行うことに加え、「学級担任による日記や生活アンケートの点検や、日

常的観察と対話を通じて思いを引き出すこと」が申し合わされていたところでもある（但し、後述するとおり、いわゆる「聴き取り調査」を学校として実施するところまでが、明確に申し合わされていたわけではない）。

この点、本人が信頼を寄せている前年度の学級担任や本人が小学校時代に学級担任を務めた教員を、速やかに聴き取り調査の担い手として起用するなどの工夫は、なかった。

また、前述のとおり、本人においては、既に、日誌や教育相談で部活内の人間関係に悩む心情は明らかにしているところである。これが、さらに事情の詳細について聴き取る等の対応の契機とされるに至らなかったことは、重ねて指摘しなくてはならない。

上記生徒指導部会での申し合わせを真に実行しようとするのであれば、本人の主観についての聴き取りに当たっても、まずもって本人の心情に寄り添い、信頼関係に基づく相談意欲を醸成するように努める姿勢が必要であった。こうした姿勢を欠いたことが、その後の本人の相談意欲を減退させた可能性も否定できないところである。

ウ 医師の診断を軽視したこと

医師の診断内容を軽視していたことについても、看過できない事情である。

すなわち、本人の主治医が、令和元年11月下旬に「いじめによる鬱」との診断を本人の母親に伝えているところ、翌月には、校長、1年次学級担任及びSSWが、その所見の趣旨を確認するべく当該医師と面談をしているものである（なお、令和元年11月27日の時点で「いじめによる鬱」と診断されていたことを記録する診断書自体は、後の令和3年1月7日付けで作成されている）。

関係教員らは、上記面談を通じて、「いじめによる鬱」との診断が、当該主治医として、必ずしも法文上の「いじめ」たる状況を前提としたものではないと理解し、従前からの対応の姿勢を改める契機としなかったものである。

もとより、当該医師が校長らに語った内容の詳細は、明らかでない。

しかし、いずれにしろ、主治医による「いじめによる鬱」とのあての診断を軽視すべき理由はない。

前述のとおり、学校は、生徒指導部会において、令和元年5月下旬には既に「いじめ案件」として対応する旨の記録を残している。

しかしながら、これと裏腹に、現に対応を図る関係教員間では、十分な調査や検討を経ないままに「これは『いじめ案件』ではない」旨の心証を早々に形成し、医師の診断を契機にしてもなお、これを改めることがなかったものである。

エ 安易に本人の「頑張り」や「勇気」による克服を促したこと

令和元年7月、学年主任が個別面談の際、保護者に対し、本人の「頑張

り」を促すことがあった。また、その後同年12月には、校長が保護者を通じて本人にアドラーの著書を勧めることがあった（本人に「行動する勇氣」が必要である、との趣旨で勧めたものと認められる）。

「いじめ」が、本人を取り巻く一定の人間関係を背景とし、かかる人間関係自体の改善が志向されるべきところ、本人の「頑張り」や「勇氣」を以て状況を克服することを（さらには、「それが本人の成長につながる」などと言って）促すについては、相当に慎重を期すべきである（むしろ、軽々にこれを促すことは、本人の心痛を助長するおそれがある、厳に控えなければならないことである）。

ところが、本件においては、（次にも述べる通り）未だ本人を取り巻く人間関係等客観的状況についての調査や働きかけが十分に行われていない段階で、学年主任及び校長による上記対応がなされている。

この点についても、安易ないし不適切のそしりを免れないところである。

（3）本人を取り巻く人間関係等客観的状況へのアプローチについて

（同じ部活に所属する同級生らへの聴き取りや指導等についての問題点）

ア 関係生徒への聴き取り調査を早期に実施しなかったこと

（ア）前述のとおり、本人の主観を推認するには、まずもって、その前提として、本人を取り巻く「一定の人間関係」に検討を加える必要がある。

とすれば、関係教員らにおいて、少なくともいじめの疑いが認識された場合には、速やかに、同じ部活に所属する同級生らに対する聴き取り調査などが実施されなければならない。

（イ）ところが、本件への対応として、現に教員らが分担して同じ部活に所属する同級生らに聴き取り調査を行ったのは、保護者から部活顧問に本件にかかる訴えがなされてから10か月以上が経過した令和2年3月19日のことである（保護者から具体的に名を挙げられた同じ部活に所属する同級生に限っても、当初の段階で学校として聴き取りを行ったことを確認できる資料はなかった）。

なお、保護者から本件について訴えがあった令和元年5月以降、部活顧問が複数回、部員らに口頭で、事実上の聴き取り（ないし声掛け）をした様子は、事情として伺える。しかし、こうした部活顧問による事実上の聴き取り（ないし声掛け）を以て、学校としての組織的な対応とするには足りない。部活顧問が任意に行ったものに過ぎないし、その内容についても、殆ど「害意をもっての加害行為（あえての『無視』等）」が有ったか否かを確認しようとするに留まったものと認められる。少なくとも、法文上の「いじめ」の定義についての正しい理解に基づいて、本人を取り巻く「一定の人間関係」そのものに対し、適切な指導を与えようとする動機に基づくものであったとは言い難い。

（ウ）前述のとおり、学校は、令和元年5月の下旬に開催された生徒指導部

会において、早速、「部活顧問による部活動時の当該生徒の状況の観察」と「学級担任による日記や生活アンケートの点検」や、「日常的観察と対話を通じて思いを引き出すこと」を当面の対応策と確認した。

しかしながら、その一方で、本人及び関係生徒を対象とする直接の聴き取り調査を実施することまでは、対応策の中に明確に位置づけてはいなかった。

いじめが疑われる事態が発生した際、学校は、まずもって当該児童等や関係者を対象として、適切な手法で聴き取り調査等を実施し、事実の正確な把握に努めるべきである。

しかるに、当該学校の対応は、「行動観察」など、担当する教員の主観に左右されやすい情報収集手段を一義的に想定したものに留まった。こうした手段では、事実を把握するための客観性のある裏付けとして足りないことを認識する必要があったものである。

(エ) なお、部活顧問においては、大会等での好成績を特に熱心に追及する生徒の一部（すなわち本人を畏怖させる可能性がある生徒）に対して、最低限の指導を与え、かつ、保護者会を通じて他の保護者らへの状況説明を図っていた様子も伺える。

しかし、これが同部活内の融和的な雰囲気醸成するに実効的であったとは、やはり言い難い。

大会への参加等、本人の部活の継続について、保護者の要望にその都度対応することに重きを置いて、これに捉われた結果、特に、本人を畏怖させる可能性がある生徒への指導等、部活内の人間関係全体の改善に向けた働きかけについては、これを実効的かつ継続的に図る姿勢に欠けるところがあったと言わざるを得ない。

(オ) また、聴き取り調査の実施等、部活内の人間関係全体への働きかけが遅れた背景として、関係教員らにおいて「『加害生徒』の人権に対する配慮が必要である」旨の認識（安易に『加害者』と認めて、これを追及することは差し控えなければならない、と躊躇する姿勢）が共有されていた様子も伺える。

しかしながら、法が、行為された者の心身の苦痛を救済するにつき、明確な「加害行為」を前提としていないことは、既に繰り返し述べている通りである。

国の基本方針においても、「いじめ」の理解について、「いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）・・・にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である」としている。

また、同じく、「いじめられた児童等の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない」とした上で、「但し、これらの場合であっても、法が定義するい

じめには該当するため、事案を法22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる」とあえて付言されているところでもある。

以上、本人以外の関係生徒らの立場に配慮したとしてもなお、本件において、本人を取り巻く「一定の人間関係（同じ部活内の人間関係）」そのものについて、必要な調査や指導を躊躇するに、合理的な理由はない。

(カ) 加えて、学校においては、ほぼ各月実施されている「生活アンケート」に、(本人を含め)関係生徒らからこれを伺わせる回答がなかったことをもって、「いじめ案件ではない」旨の判断の根拠とした様子も伺える。

しかしながら、多感な思春期を迎えた中学校の生徒らが、いじめという内面的葛藤に直面させられるような繊細な事柄について、有りのままを回答することは必ずしも期待できるところではない(なお、本件学校において行われている「生活アンケート」は記名式である。有りのままを回答するについての心理的抵抗はなおさらと思料される)。

この点、『生活アンケート』に記載がないから、『いじめ』はない」との直截的な判断が妥当でないことは、明らかである(さらに言えば、仮に本人が心痛を訴える一方で、学校による調査等は望まない旨の意向を明示していたとしても、あえて、いじめの疑いを認めて関与を図らなければならない場合があることが、強く認識されなければならない)。

(キ) 以上、遅くとも、本人から学級担任に部活動内での人間関係に悩む心情が吐露された令和元年11月頃には、いじめの疑いについて認識することの可能性が認められ、係る認識に基づいた調査が実施されるべきであった。

イ 聴き取り調査において示された徴表が看過されたこと

(ア) 前述のとおり、上記令和2年3月の聴き取り調査においては、一部の生徒から「(本人が同じ部活の生徒らの輪に) 入りにくいと感じさせたかもしれない」「(本人が無視されたように) 思ってしまうのは仕方ない」「自分たちにも責任があるのではと思っている」等の回答が得られている。

確かに、これらを以て直ちに、本人への加害行為ないし害意を自認したものと認めることは、困難であったかもしれない。

(イ) しかしながら、本人の「心身の苦痛」を認定するに、その前提としての一定の人間関係に問題が生じていたことは、上記各回答を以て十二分に認識が可能であったと言うべきである。

この点、関係教員らがいわば「何も出なかった」旨の認識に留まり、適切な対応の契機としなかったことについては、不適切のそしりを免れない。

具体的にいかなる行為が「入りにくい」と感じさせたり「無視された」と思わせてしまったりする可能性があるのか、また、具体的にいかなる事情を以て「自分たちにも責任がある」と考えるのか等について、教員

らが追加的に聴き取りをしたり、あるいは、本人が「怖い」と感じていると思料される特定の生徒や、あるいは当該生徒に限らずすべての関係生徒らが相互に話し合うなどの指導が速やかに行われていれば、部活内に本人が復帰しやすい環境が整えられていた可能性も、十分にあったと考えられるところである（なお、本人が『怖い』と感じていると思料される特定の生徒については、令和元年9月の部活大会において敗戦した際に号泣するなど、極端に感情を発露させる様子を部活顧問も認めているところである。かかる事情に鑑みても、同人への適切な指導の必要性を認識すべきであったし、同人を含む周囲の生徒らに良好な人間関係を築くための「学び」の機会を与えることが肝要であった）。

(ウ) なお、校長は、(後にも述べる通り)令和3年3月、内容証明郵便による保護者への回答書の中で、「いじめはなかった」と断言する根拠として、上記関係生徒らへの聴き取り調査の結果を挙げている（なお、かかる校長の回答については、これに先立って、法務局が人権救済申し立てに対し、「人権侵害事実不明確」の判断を下したことにも影響を受けている様子が伺える）。

しかし、この調査は、もとより時宜を逸して行われたものである上、上述のとおり、そこに示された徴表が関係教員において、看過されているものであることを指摘しなければならない。

(4) 保護者対応について認められる問題点

ア 学校の初動対応の不適切さは、保護者に対する対応にも認められる。

関係教員らは、当初、保護者からの求めに応じて話を聞く機会を、比較的頻繁に設けていた。この点、「娘がいじめられている」との保護者の訴えの内容（保護者が学校に対して何を求めているのか等）を把握しようとした様子を認めることができる。

しかしながら、その一方で、保護者から示される各種資料の内容について、その都度、関係生徒から事情を聴くなど、正確な情報を収集・整理しようとする姿勢には欠けた。

要するに、保護者の訴えを真摯に受け止めて対応しようとする姿勢には欠け、結局のところ、保護者の「(学校にとっての)誤解」を解くことや「いじめ案件ではない」旨の心証に理解を得ることに腐心していたものである。

イ 確かに、保護者が、誤認した事実を前提に、学校に各種対応を要求することは、一般的に起こり得ることではある。

しかし、いじめ被害に関する保護者の訴えについては、学校にあえて訴えることを選択した心情を受け止め、これを理解しようとする姿勢を示すことが望ましい。

こうした保護者が、初めから学校に対して敵対的な感情を抱いていることは、少ない。自身の子を苦境から救済するための適切な対応を、ま

ずもって学校に委ね、要望したいという気持ちでいることが多いからである。

保護者との面談を重ねる上では、学校に対してあえて訴えるという行為の背後にある、不安や焦燥感、苦痛といった否定的感情に目を向け、これらを受け止めた上で、保護者と協働して問題の解決に当たるというパートナーシップ確立（いわゆる「ラポール形成」）のための機会とすべきである。

ウ この点、本件において学校は、前述のとおり、保護者が訴える個々の事象を丁寧に検証しようとする姿勢に欠け、保護者との面談については、「いじめ案件ではない」とする心証に基づいて、むしろ保護者の側の認識を変えるための説得の機会としていた様子が、色濃く伺われる。

エ こうした学校の姿勢ないし対応を受けて、保護者が学校に対する強固な不信感を生じさせ、学校以外の様々な機関に救済を求めたのは、全く止むを得ないことである。

一方、学校においては、「説得」に応じない頑なな保護者であるといった評価を定着させたものと思料される。

その結果、双方の感情的対立は鮮明になり、関係は決定的に疎隔化した。事態は、一層、複雑化、深刻化し、本件の解決を著しく困難にせしめたものである。

オ 付言して、令和元年10月から、校長が自ら保護者との個別面談に対応したことについては、軽率のそしりを免れない。

学校組織の責任者が、他の関係教職員と同様に或いは同等に、保護者に直接対応することは（仮に保護者からの要望であった場合でもなお）、慎重にしなければならない。校長の発言は、直ちに、学校としての（修正不能の）最終的な意思表示と理解される可能性があるからである。

校長自らの早々の直接対応が、適切な内容を伴って事案の解決に功を奏すれば格別、本件においては、却って、保護者と学校との間に、修復不可能とも思われる決定的な対立を生じさせる結果を招来した。

カ 以上、学校の保護者対応の在り方は、極めて不適切であったと言える。

2 その後欠席が累積ないし定着する状況下での対応の不適切さ

(1) 総論

当委員会は、次に、本人の欠席が累積し、あるいは定着する（「不登校」に陥る）状況下での、学校の対応の不適切さについて、指摘する。

保護者においては、遅くとも、令和元年7月下旬には、市教委の担当者に対して重大事態としての対応を促すに至っている。その後も学校及び市教委の双方に対し、同旨の申入れが継続的に繰り返された中、学校においては（市教委においても）、令和3年10月に至るまで、調査委員会を組織する等、重大事態としての対応を図る姿勢を見せなかったものであ

る。

学校は、本件の解決につき、外部の専門家の助力を仰ぐことを躊躇すべきではなかった。

遅くとも、令和元年11月下旬には、本件を法文上の「重大事態」と認め、市（市教委）と十全な連絡を図った上、調査委員会の早期設置を図らなければならなかったものである。

早期の調査委員会設置が図られないまま、継続された学校の対応の内、当委員会が特に問題と考える点を、以下、順に述べる。

（２）組織的な対応がなかったこと

ア 法は、基本理念として広く「国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携」を求めている（３条３項）。

この点、学校の当時（平成31年度）の経営書によれば、法第22条所定の組織として、校長，教頭，教務，生徒指導主事，各学年生徒指導担当，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，ＳＣを構成員とする「生徒指導委員会・いじめ対策委員会」が設置されている。校長はじめ複数の関係教員らからの聴き取りにより、「生徒指導部会が法所定の（いじめ防止等の対策のための）組織を兼ねていた」との事情が確認されたところである。

イ しかしながら、実態として、こうした組織が「いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため（法22条）」に機能していたとは、到底言い難い。

すなわち、保護者からの訴えを受けて、令和元年5月28日実施の生徒指導部会において本件を「いじめ案件として対応」することが確認された一方、その後は、週に1度、1時間程度の生徒指導部会において、他の案件と合わせて短時間の経過報告がなされていたのみであった。

ウ 確かに、部活顧問，学級担任，学年主任，指導主事，教頭，校長らが、それぞれ個別には適宜他の教員と情報を共有し、また、特に令和元年11月頃以降は、校長自らが、家庭訪問や教員らが分担しての聴き取り調査等、適宜の対応を指示していた様子は伺える。

しかし、いずれにしろ、個々の対応は任意になされるに留まり、情報の整理・分析や相互確認が十分にされていたとは言い難い。少なくとも、生徒指導部会（委員会），学校運営委員会，ケース会議のいずれにおいても、本件への対応について一元的に情報を集約し、実質的な議論に付されるなどの動きは、認められない。

関係教員らが、本件に対応するための定型的な「組織」への実質的な報告や議論を経ることなく、その時々個別の対応を重ねることに終始したと言えるものである。

エ この点、「学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基

に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である」「特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要」とする、国の基本方針にも、悖る。

(3) 人的資源（特に専門的知見）の活用が不十分であったこと

ア 法22条に基づく学校の組織について、国の基本方針は、「学校の管理職や主幹教諭，生徒指導担当教員，学年主任，養護教諭，学級担任，教科担任，部活動指導に関わる教職員，学校医等から，組織的対応の中核として機能するような体制」を（学校の実情に応じて）整えることとし、「さらに，可能な限り・・・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー，弁護士，医師，警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ，実効性のある人選とする必要がある」ともしている。

すなわち，学校としては，可能な限り多くの社会資源，人的資源を活用しながら，いわば「ワンチーム」での実質的な対応が求められるところである（情報の一元管理と教職員間の共通理解の確保等）。

イ この点，例えば，本人と保護者が最も信頼する（最も話がしやすい関係が築かれていたと認められる）第1学年次の学級担任が本人と直接話す機会が得られたのは，令和元年の11月に至ってからのことである。

ウ また，SCにおいても，保護者との面接を複数重ねる一方，その所見が本件の対応に生かされる議論の場が実質的に設けられた様子はない。

上記SCを引き継ぐ格好で関与したSSWにおいても，当初は，本人の長期欠席の背景に「いじめ」の可能性のあることについては関係教員の誰からも告げられず，また，ケース会議の継続的開催の必要性を訴えても，これが校長をはじめとする関係教員らに容れられなかった状況が伺える。

なお，本件に関するケース会議は，令和元年12月17日に1回開催されたのみである。しかも，殆ど，出席者が一通りの現況の報告をしたのみと認められ，その後の本件対応の方針を定めるに実質的な内容を有していたものとは，評価されない（現に，かかるケース会議を契機にして，学校の対応に特段の変化があったとは認められない）。

おしなべて，SCやSSWの専門的知見を生かすに情報や意見を交換する場が整えられておらず（連携すべき学校側の「窓口」が明確にされていない等），彼らの専門的な知見や助言が適時・適切に活用される機会が失われていたと認められる。

エ さらに，保護者が，令和元年10月下旬以降本人の卒業までに，120回以上（面談又は電話により），家児相への相談を利用していた点も注目される。

家児相相談員は，自らの学校現場における指導の経験にも照らし，客観的な立場から，保護者と多数回の面談を重ねていた。保護者の心情をよく理解し，法文上の「いじめ」の定義や重大事態の要件等についても正しい

理解に基づいて、継続的に助言を与えていた。この点、本件の経過を通じて、最も保護者の信頼を得ていた社会資源であったとも評価されるものである。

かかる家児相において、令和2年3月中に2回、保護者、校長、市教委の「三者面談」を設定し、その際、学校（校長）に対し、本件への対応の当面の方針について、具体的な助言を与えることまで、している。

ところが、こうした家児相の助言もまた、結局は、学校においてこれを受け入れて、本件への対応に実質的に活用することはなかった。

オ 以上、おしなべて、学校においては、人的資源の十分な活用が図られず、また、専門的な知見を存分に生かしたり、客観的な視点からの助言を真摯に受け入れたりしようとする姿勢にも欠けていたものである。

(4) 事案に対する当初からの認識の誤り（『いじめ』ではない』との早計な心証形成）を改めようとしなかったこと

ア 既に繰り返し述べる通り、本件において、本人の心痛については、校長をはじめとする関係教員らにおいて、十分に認識が可能であった。

とすれば、これに対する「適切な措置（法23条）」として、まずもって本人の安心、安全を確保することが、一連の対応の目的とされるべきであった。例えば、（これも既述のとおり）同じ部活の生徒ら（特に、本人が「怖さ」を感じている特定の生徒ら）に対しては、適切な指導を行う余地があったと認められる。まさに、国の基本方針が言うところの「集団全体にいじめを許容しない雰囲気」を醸成するための実質的な指導の可能性があったと認められるものである。

ところが、実際は、保護者の（保護者会開催等の）各種要望に対し、その都度、対応を図るといった表層的な対応に終始し、本人の心身の苦痛の背景にある「一定の人間関係」に生じた問題を根本的に解消しようとする姿勢には欠けたと言わざるを得ない。

本人の心痛については、いわば「置き去り」にされ、十全には顧みられなかったものである。

イ また、本来は校内いじめ防止対策組織を立ち上げて、事実確認と学校としての判断及び具体的な対応策を集团的に検討すべきであったところ、こうした組織が機能した形跡は、記録上伺われない。代用的に開催された生徒指導部会においても、本件に対する事実確認や対応策に関して丁寧な話し合いが行なわれた形跡がないことは上述のとおりである。

いじめ事案として対応することを決定しておきながら、初動として最も重要と思われる事実確認のための聴き取り調査の早期実施は怠った。客観的な事実に基づかないまま、殆ど、関係教員らの価値観や経験知といった主観的な見立てのみを根拠として、早々に「いじめ案件ではない」旨の判断を行なったものと認められるところである。

ウ なお、かかる誤った初期判断がなされた一因として、保護者に対する

偏見にも近い一定の評価が、適切な対応を妨げていた様子も伺える。本人の苦痛の原因を保護者の養育態度にあると捉え、あるいは保護者の独断性に帰責させて、「だから、いじめではない」といった短絡的判断を早々に行い、これに固執したといった事情である。

本件が、学校において、令和元年11月以降、早くも、いわば「校長（直轄）案件」とされていたところ、かかる校長自身が、まさに上記「一定の評価」に基づき、「本件は『いじめ』案件ではない」旨の心証を早々に形成し、さらには、かかる心証に沿って、むしろ保護者の側に、認識を改めるように求めていた様子が優に伺えるものである。

エ このような誤った初期判断は、結局、その後（医師の所見や家児相からの助言など、複数の契機があったにも関わらず）改められることはなかった。

とりわけ校長が早計に形成した心証は、一連の学校の対応の在り方に、終始、有形無形の影響を与え続けたものと認められる。本人が第3学年に進級して以降（前年度の令和2年3月19日に実施した聞き取り調査を最後とするかのように）、学校の本件への対応の機会が極端に減少したこと（少なくとも、前年度分に比して記録が極端に乏しい）は、その証左と言える。

なお、校長は、令和3年3月、本人の保護者から送られた本件に対する適切な対応を求める内容証明郵便に対し、同じく内容証明郵便で以て、「令和2年3月19日までに・・・加害が疑われた生徒に対して、3回にわたる聞き取り調査を実施しましたが、調査が終了するごとに貴殿にご報告しておりますとおり、いじめの事実はなかったものと認識しております」との回答をするまでに至っている。かかる回答を発出したことは（仮に、人権救済申し立てに対し、法務局が「人権侵犯事実不明確」との決定をした後であったとしてもなお）、「詳細な調査を実施していない段階で・・・『いじめはなかった』『学校に責任はない』旨の発言をしてはならない」とするガイドラインの趣旨に悖るもので、不適切というほかない。

オ 事案発生初期段階には、十分な資料が集まらなかったり、組織としてじっくり検討する時間が限られていたりするなどの理由から、誤った判断がなされる事態が生じうる。すなわち、初期判断が必ずしも正しいわけではないことは、常に念頭に置かなければならない。

事実確認に資する情報を、適切な組織の場で活発な議論の下で検討し、初期段階の誤りや不十分な点を適宜修正・補足しながら、より正しい判断に向かって努力する姿勢を維持することが必要である。

カ 情報収集や分析の能力に限界があることやそのための時間が十分に確保することが困難であるといった実態があれば、それ自体、改善を検討すべき体制的問題である。

しかし、まずもって初期判断に固執し、これを修正できない組織的体質があるのであれば、これを改善することは、関係教員らの努力によって可

能なはずである。この点、校長において、自ら、当初の判断を柔軟に変更する姿勢を示すことに加え、教員集団のように凝集性が高い集団では同調圧力が生じやすく、その結果誤った意思決定が行われる可能性があること（すなわち「集団思考（groupthink 集団浅慮ともいう）」の危険があること）を十分に自覚しながら、関係教員らが自由闊達に議論できる環境を整備すること（グループワークを行う等の研修の機会を設けたり、SCやSSWが意見を述べる機会を保証したりするなどして、当初の判断に対する批判的な意見も許容するような雰囲気づくりに努めること）が期待される。

キ 既述のとおり、医師の診断や（十分な態様で受け入れていないものの）SCやSSWの関与等、再考する機会が複数あった。それにもかかわらず、学校は、「いじめ案件ではない」とする初期判断に、かたくなにこだわり続けたものである。

こうした姿勢が、本人の自尊感情を損なわせ、また、学校や教師に対する不信感や諦念を増大させるなど、学校からの退避感情を強固なものとしさせ、不登校状態を定着させる一因になったと考えられる。また、学校と保護者との間の対立についても、これを決定的なものにする要因になったと解される。

第5 市教委の責任

本件につき、市教委の責任もまた、重大であると言わざるを得ない。

前述のとおり、本人の保護者においては、令和元年7月以降、再三に亘り市教委に対して、法定の「重大事態」としての対応を、事実上、促していたと認められる（担当者との面談の際に訴える等）。

この点、市教委においては、学校と同様、遅くとも本人の累積欠席日数が30日に及んだ令和元年11月には、本件を「重大事態」と認め、調査を行うための組織を設けるべきことの期待可能性が十分にあった。

ところが、市教委においては、保護者の書面による正式な申立てを受けて、具体的に当委員会設置を図る活動を開始する令和3年7月頃に至るまで、「ひとまずは学校に対応を委ねる」「学校が『いじめ』と認めていない案件について、市教委がこれを『いじめ』（さらに『重大事態』）として先に対応を図ることはしづらい」といった認識ないし評価に捉われ、終始、主導的な対応を図ろうとする姿勢は、見せなかったものである。

のみならず、前述の令和2年3月の校長による回答書（内容証明郵便）の発出に当たっては、教育長もその内容を了解し、発出について同意していた様子が伺える。とすれば、市教委もまた、学校の一連の対応を包括的に追認したに等しい。

これまでに述べた学校対応の不適切さやその他問題点の全てについて、市教委にもその趣旨が妥当するものというほかない。

第6 提言

1 総論

法はまずもって、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利やその心身の健全な成長及び人格の形成、さらにはその生命又は身体に慮って、厳にいじめの防止を図る（法1条）。

本件の問題発生背景に、教員らが置かれた労働環境等、前提として改善を検討すべき体制的課題があり得ることは、当委員会も理解するところであるが、なお、上記法の趣旨をおざなりにすることは許されない。

以下、既述の指摘を重ねて、「いじめのより早期かつ的確な認知のために」「事案発生後の適切な対応のために」「教育委員会や医療、司法等関係機関との連携協力関係の強化のために」の3点について、再発防止のために求められる取り組みを、改めて提言することとする。

2 いじめのより早期かつ的確な認知のために

(1) 常に複眼的な視点を持つこと

ア 教員らが、自らの教師経験に基づいて獲得した知識（いわゆる経験知）は、重要である。児童等の悩みごとや対人トラブルに対して、適切な指導や助言を与える際の有力なツール（ないし裏付け）となることに疑いはない。

しかしながら、一方で「勘」や「肌感覚」といった経験知が、主観的なものであって、往々にして客観的説明が困難な要素を含むものであることも否定できない。

従って、個々の教員の経験知は、それ自体、必ずしも正確な判断を保証するものではない。児童等の一定の言動を解釈するに当たっては、経験知に基づいた見方とともに、理論や客観的事実に依拠した見方を併せ持つなど、常に複眼的な視点を持つことが重要である。

合わせて、集団思考（集団浅慮）が働いた結果、不合理な結論に至る可能性があることについて、教職員間で周知徹底しておくことも必要である。

イ この点、例えば、以下の①～⑤のような取り組みが求められる。

①教員個人は、自らの経験に基づく判断が不正確である場合があることや、異なる見方や解釈が成り立つ余地があることを、常に自覚する。

②学校としての一定の判断を行うに際しては、当該事象に複数の解釈の可能性があり得ることを前提にして、可能な限り多角的な検討を行うことにより、集団思考（集団浅慮）によって誤った結論に至る可能性を低減する。

③学級担任が児童等の悩みや不安などを聴取するについては、当該児童等の学校生活上の諸問題をより適切に理解し、対応するために、学年部の他の教員や特別支援教育コーディネーター、SCやSSWなど他の教職員の見方や考え方を聴く機会を確保する。

④いじめや不登校、その他の生徒指導上の諸課題について学校としての

対応を判断する際には、常にSCやSSWなど外部専門家を含めて、組織として多角的な視点から情報の分析と手立ての検討を行う。

⑤児童等の心理面、社会面、認知面などの発達や、生徒指導上の諸課題に不安や苦悩を感じている児童等の理解と対応に関して、より正確な知識を獲得することを目的とする研修を、教育委員会と連携しながら計画的に実施する。

(2) いじめに関する法文やガイドライン等についての理解を深めること

ア 法文上の「いじめ」の定義について、「専ら当該児童等の主観にかからしめられていること」を理解するのみでは、足りない。

また、法文上の「重大事態」の要件が、「いじめによる・・・『疑い』」にかからしめられている趣旨についての理解も、十全に図られなければならない。ガイドラインが「児童等や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童等又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する」としているところである（さらに、国の基本方針は、相当期間の欠席の事案については、年間30日を目安としながら『上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である』としている）。

イ この点、例えば、以下の①～⑤のような取り組みが求められる。

①いじめに関する国（文部科学省）の考え方や方針に関する情報を、職員会議の場などを通して管理職もしくは生徒指導担当者が定期的に紹介する機会を設け、さらに、「生徒指導提要（改訂版 文部科学省 2022年12月）」を学習する機会を教育委員会等の支援を受けつつ計画・実施する。

②学校の「いじめ防止等のための基本的方針」など、いじめの未然防止・適切対応に関する重要な文書については、毎年度、全教職員参加のもとで点検・見直しを行い、教職員のいじめに関する認識の向上を図る。

③教育委員会の協力の下に、いじめの未然防止に向けた学校としての具体的プログラムや、いじめ発生後における教職員の適切対応に関するいじめ対応マニュアルを整備する。

④学校として、いじめに取り組む姿勢や考え方、実際の活動の様子等を、保護者会や学校運営協議会等の場を通じて保護者や地域社会に向けて積極的に発信するなど、学校の対策についての理解を得るための手立てを講ずる。

⑤教育委員会として、いじめに関する全国規模での情報の収集と各学校への紹介、いじめ防止プログラムや適切対応に向けたマニュアル策定等に関

して必要な体制を整備するなど、学校に対するいじめに関する指導支援機能の増強を図る。

(3) 組織的対応の実効化を図ること

ア 「いじめ」についての組織的対応は、もとより、認知の段階からいじめ対応の全体を通じて、法がこれを求め（法22条）、文科省においても事務連絡（令和4年9月21日付）等で教育現場に対して、通知しているところである。こうした組織的対応を欠いたのでは、いじめへの対応を誤る危険が大きいことを重々認識すべきである。

イ この点、例えば、以下の①～⑥のような取り組みが求められる。

①校内いじめ防止対策組織について、その目標や役割、どのような場合にいつ、誰が、どのような活動をどのように行うのかの計画を策定し（さらに図解化して）、年度当初の職員会議等を通じて、すべての教職員に周知する。

②教育委員会との連携により、各学校でいじめ防止プログラムやいじめ対応マニュアルを作成し、教職員に周知徹底する。

③校内いじめ防止対策組織におけるSCやSSW等外部専門家の役割を明確にしておく。

④案件によっては児童相談所や警察、医療機関など校外専門機関による介入が必要になる場合があることを認識し、日頃からどのような事案の場合に、どのような外部機関とどのような形で連携協力を実施するのか、プランの概要を図解化し、教職員に周知する。

⑤一度策定した計画やプランに拘泥することなく、計画を実行した上で結果を評価し、常に改善を図るようにする（Plan《計画》、Do《実行》、Check《測定・評価》、Action《対策・改善》を繰り返す、いわゆる「PDCAサイクル」を実践する）。

⑥いわゆる「集団思考」ないし「ヒューマンエラー」の危険を自覚し、リスクマネジメント（危機管理）に関する研修を行う（航空業界から発し、医療分野等他の分野にも広がりを見せる、すべての資源を効果的に利用して関係者のコミュニケーション、相互作用、人的要因、マネジメントスキルを高めるための訓練方法や体系【いわゆるCRM《Crew Resource Management》訓練ないしteamSTEPPS《Team Strategies and Tools to Enhance Performance and Patient Safety》】）を参考にすることも可能である）。

3 事案発生後の適切な対応のために

(1) 事実確認のためのより適切な手法を追求すること

ア 個々の教員が経験知のみに頼ったのでは、事案の認識を誤る危険があることは、既述のとおりである。

すなわち、事案発生後の事実確認に当たっても、複眼的視点を維持して、

より適切な手法を追求することが重要である。

イ この点、例えば、以下の①～④の取り組みが求められる。

①児童等の認知面や行動面の特徴に関する予断や個人の印象に基づく判断を排除して、学校としての的確な方法によって収集された情報を組織的に分析ないし検討する意識を持つ。

②事実関係の調査に際しては、④クロスチェック（異なる手段を用いた情報の確認。児童等対象のアンケート調査と個別の聴き取り調査との併用など）と、⑤ダブルチェック（複数の人物による独立した情報収集結果の照合。学級担任とSCがそれぞれ独立して行う個別の聴き取り調査結果を共有して相互に内容を検討し合うなど）を徹底する。

③聴き取り調査を行うに際しては、いわゆる「事情聴取」とは本質を異にして、対象となる人物の感情や考え方を共感的に受け止め、理解しようとする姿勢で臨むことを基本に据え、決して関係児童等や保護者の人物評価を行ったり、事態に関する黒白の判断を下したりすることを目的としているわけではないことを、教職員間で相互に確認する。

④聴き取り調査を行うに際しては、関係する児童等やその保護者との間で一定の関係性が成立している教職員を有効に活用したり、SCの助言を受けたりするなど、対象の児童等の心理面に真摯に配慮した対応を示す。

（２）情報を一元的に管理し、教職員間の共通理解を確保すること

ア 学校として、可能な限り多くの社会資源、人的資源を活用しながら、いわば「ワンチーム」での実質的な対応（情報の一元管理と教職員間の共通理解の確保等）が求められることは、既述のとおりである。

イ この点、例えば、以下の①～⑤のような取り組みが求められる。

①専門性を有した人材の有効活用を図るために、校内いじめ防止対策組織等の会議において、SCやSSWなどの外部専門家を交えた事案の見立てや対応策に関する意見交換を行う機会を必ず設ける。

②校務分掌に固執せず、状況に応じて学級担任や教科担任等を参画させるなど、いじめ対策組織としての機能や目的を十分に果たせるよう、柔軟な人員配置を行う。

③校内いじめ防止対策組織の構成員の内のしかるべき人材に当該事案に関する情報を集中させて、情報の錯綜ないし混乱を回避する。

④校内いじめ防止対策組織の会議を、定例開催に拘泥せず、状況に応じて機動的・弾力的に開催し、常に最新の情報の共有とこれに基づく「見直し」のための検討を図る。

⑤校内いじめ防止対策組織の内に「計画の策定遂行グループ」と「計画・遂行結果の評価グループ」とを分けて設置し、報告や提案を相互に検討し合う仕組みを作る。また、多数意見に対してあえて批判や反論をする役割を持つメンバー（悪魔の代弁者 Devil's advocate）を指名しておく。

(3) SCやSSWなど心理や福祉の専門家との協働のための体制を整備すること

ア SCやSSW等の心理や福祉に関する専門的知見を対応に生かす重要性については、重ねて既述するとおりである。こうした協働を実現するには、「困ってから」ではなく、「困る前から」の体制を整備しておくことが重要である。

イ この点、例えば、以下の①～④のような取り組みが求められる。

- ①教職員が、生徒指導上の諸課題に関して、SCやSSWの助言を受けたり、意見交換を行ったりする機会を日常的に確保する。
- ②生徒指導担当者を充てるなど、学校側の窓口教員を明確にし、SCやSSWなどと勤務時間内に情報共有等を行う時間を平時から確保する。
- ③個人情報の取り扱いに注意した上で、情報通信機器（ICT）を活用して、対面によらないSCやSSWなどとの情報・意見交換の機会を増やす。
- ④勤務日や勤務時間の関係でSCやSSWなどと十分に打ち合わせができない場合には、SCやSSWが作成した「業務報告書」の内容を校内いじめ防止対策組織等で共有するなどして補充を図る。

(4) 保護者との適切な関係を構築し維持すること

ア 保護者（とりわけ「いじめ」を受けた（その疑いがある）児童等の保護者）と適切な関係を構築することの重要性についても、既述のとおりである。

イ この点、例えば、以下の①～⑤のような取り組みが求められる。

- ①保護者との間で信頼関係を構築することが、事案の適切な解決に不可欠であることを自覚する。
- ②特に、初期の面談においては、いつ、どこで、何が、どのように生じたのか、その結果どのような状況が生まれたのか、といった事実関係を明らかにするべく、一切の予断を捨てて、保護者の話を傾聴する。
- ③保護者の心中に不安や不満、自責感情、孤立無援感など否定的感情が存在している可能性があることを理解し、保護者の語りを共感的に受け止め、理解しようとする姿勢で臨む。
- ④安易な刻苦精励の推奨を慎み、合わせて、児童等の認知上の特性や保護者の養育態度が本人の現在の困難さの原因である、といった直線的な解釈を排除する。
- ⑤関係するすべての保護者に対して、事案に対する学校側の対応の過程に関して、学校側で確認した事実や学校としての見立てと解決のための手立て、その進み具合などを時系列で説明する機会を定期的に設ける。

(5) 対応の経過を適切に記録し、整理して保存すること

ア 学校及び市教委の対応を後に検証し、同種事案再発防止の参考とするためには、対応の経過を適切に記録し、整理・保存することが重要である。

イ この点、例えば、以下の①～⑤のような取り組みが求められる。

- ①児童等や保護者との面談に関しては、面談終了前に当事者間でその内容（明らかになったことや今後の検討課題等）を確認し、その後、担当教職員は、議事録等の記録を作成する（メモ書き程度でも可。複数で面談を行った場合には担当者間で確認し合うと共に、対象の児童等や保護者にも次の機会に確認を求める）。
- ②児童等や保護者との面談記録については、必要に応じて、校内いじめ防止対策組織等の会議の際に配布し、事案のより正確な理解と情報の共有を図る。
- ③各種記録は、当該事案の担当教員が一元的に管理するとともに、必要に応じて全教職員が閲覧できるようにしておく。
- ④校内いじめ防止対策組織等の議事録を、5W1Hを明確にしながら作成し、担当教員が経時的に保存し、構成員がいつでも閲覧できるようにする。
- ⑤正確な記録の作成と保存の意義及び各種記録の記載内容や方法について、年度当初の職員会議で教職員に周知徹底する。

4 教育委員会や医療、司法等関係機関との連携協力関係の強化のために

(1) 教育委員会の学校支援機能を強化すること

- ア 市教委には、いじめの認知や発生後の適切な対応方法などに関して、学校と連絡を密にして、必要に応じて職員を派遣するなどの支援をすることが求められる（「地方分権時代における教育委員会の在り方について」平成17年1月13日諮問に対する文部科学省地方行政部会まとめ参照）。
- 自治体の規模や予算等の上で諸々の制約があることを前提にしてもなお、市教委の、いじめに関する学校支援機能の強化が検討されなければならないところである。

イ この点、例えば、以下の①～⑤の取り組みが求められる（「業務改善に取り組む教育委員会における先進的な実践事例」平成28年1月5日 文部科学省参照）。

- ①教育委員会内に「いじめ問題に対応する専門チーム」（仮称）を設置し、平時から各学校からの相談に対応して教職員の理解啓発を進め、事案発生時には速やかに当該校に構成員を派遣して、適切な対応策について協議する役割を果たすこととする。
- ②いじめを含む生徒指導上の課題について、中学校区単位で学校間・地域連携に基づく情報共有・連携を図るとともに、地域ぐるみで課題解決を目指すための仕組みづくりを検討する。
- ③いじめの未然防止や適切な対応に関する教職員ないし学校の資質向上のための体系的な研修計画を立案し、実施する（いじめを含む生徒指導上の課題について各学校で指導的役割を果たすことができる人材の養成を計画的に推進する）。
- ④人事交流制度等を活用して、他の自治体から、いじめを含む生徒指導上

の課題の見立てと手立ての策定について優れた実践歴を持つ教員を迎え入れ、適切に配置する。

⑤他の自治体の教育委員会とも連携して、各学校で活用可能ないじめ防止プログラムやいじめ対応マニュアルのモデルプランを開発する（各学校において、どのような事態が生じたときに、どのような対処行動を、どのような見通しと体制に基づいて実施するかについて、具体化を図り、教職員やPTA、地域社会に明示する等）。なお、緊急事態発生時の対応マニュアルについては、児童相談所や警察においてすでに策定したものを参考にすることも可能である。

(2) 医療、司法等関係機関とも教育委員会・学校との協働のための体制を整備すること

ア SCやSSWなど、心理や福祉に関する専門家との連携の重要性は、既述のとおりである。しかし、法22条に基づく学校の組織について、国の基本方針が求めていることは、これに留まらない。可能な限り、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、「実効性のある人選」とする必要がある。

イ この点、例えば、以下の①～③の取り組みが求められる。

①都道府県・政令指定都市教育委員会は、それぞれの地域の専門諸機関との間に連携協力協定を締結し、地域に関わらず全ての学校で必要に応じて専門機関との間で共同課題解決を目指す仕組みを導入する。

②市町の教育委員会は、医療、司法など各専門機関の協力を得て、前出の「いじめ問題に対応する専門チーム」（仮称）の構成員に、医師や弁護士を入れて組織する（あるいは、事案に応じて最適の専門家チームを結成する条件を整備する）。

③学校は、事案に関する事実関係や当該児童等に関する情報、学校としての対応の経過を整理して記録し、これを保存するなど、専門家チームとの連携協力関係を実効化するための日頃からの準備に努める。

第7 結語

本件において、学校は、早期に本件を法文上の「いじめ」と認め、本人と本人を取り巻く「一定の人間関係」の双方に対し、組織的な対応を図り、特に同じ部活動内に相互理解を基盤とした「いじめ」を許容しない環境を整えるべきであった。

また、学校及び市教委は、遅くとも令和元年11月頃には本件を「重大事態」と認め、調査のための組織を設置すべきであった。

本人は、当委員会設置時において既に学校を卒業しており、不登校（すなわち「いじめ重大事態」というべき状況）を解消する余地がなかったことは慙愧に堪えない。

学校及び市教委が対応を誤った結果、まずもって、本人に回復不能な損害

が生じた。また、本人を含むすべての関係生徒らが、より良好な人間関係の構築について貴重な学びの機会を失った。この点、同種事案の再発防止を期して、大いに教訓としなければならないところである。

いじめに関する問題に対応するにつき、改めて、本人の心身の苦痛に十分思いを致し、これに寄り添う姿勢を示すことこそが最も重要であることを指摘して、本報告書の結語とする。

以上